

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（61）

2012年 3月 19日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（4）への反論

1、「事務に必要」から「教育現場において必要」との被告準備書面の訂正について

被告らの本件採択の違法性は明々白々である。しかし、被告らは、違法な採択を隠し、合法化するために、あれこれと事実のすり替え、虚偽を重ねてきた。これに対して、原告準備書面で、この被告らの事実のすり替え、虚偽を暴き追及してきた。この原告らの追及に対して、被告らは、苦しまぎれに被告の主張を変更したり、訂正してきた。その一つが、被告準備書面（4）の2頁の5行目から10行目の次の主張の訂正である。

確かに行政執行上の事務に必要なものでなく、教育活動（学校教育の現場）において使用するため必要なものであり、被告らの表現が不適切であるとすれば、準備書面（3）2頁12、13、33行目の「事務に必要」とあるのは「教育現場において必要」と訂正する。ただし、被告らにおいてその趣旨で用いていたことは準備書面（3）9行目以降からも明らかであることを申し添える。

以上のように、被告準備書面（３）の「事務に必要」とあるとの主張を、「教育現場において必要」と訂正した。しかしながら、「ただし、被告らにおいてその趣旨で用いていたことは準備書面（３）９行目以降からも明らかである」と悪あがきし、本件採択と本件図書の購入との直接の原因関係を認めていない。被告準備書面（３）の１２、１３行の「事務に必要」とあるのを「教育現場において必要」と次のように訂正しても、本件採択と本件図書の購入とが、直接の原因とならないとする被告らの主張の矛盾は何ら解消し得ず、「新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない」ことの結論と、本件採択と本件図書の購入の判断との関係が全く意味不明である。

図書は、教育現場において必要となるから購入するのであって、このことは教師用指導書等においても同様である。例えば、新しい法律が制定され、その解説書等の図書を購入する場合、教育現場に必要かどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない。

つまり、表面的な文言の訂正では、本件採択と本件図書の購入との直接の原因を切り離すことはできず、原告準備書面（２２）、同（３４）で明らかなように、また、被告が作成した下記の証拠甲４７号証の２枚目にある、中学校教師用教科書・指導書の購入理由を、「平成２１年８月２７日の教育委員会において、平成２２年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要になった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても購入いたしたい。」との記載は、本件採択が本件図書の購入の直接の原因であることを明確に示している。

証拠甲 47号証の2枚目

1 購入理由	
平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。	
また、移行措置対応の補助教材が教科書会社から発行されるため、その指導書についても購入いたしたい。(補助教材自体は、教師用も無償で配布される。)	
なお、上記のほか、教員増員や教科書・指導書の破損等により、新規購入が必要となった場合についても購入することといたしたい。	
2 品名	中学校教師用教科書・指導書

2、市長の裁量権について

被告準備書面（4）の2頁の11行目～23行目で、

2 いかなる図書をどのくらい購入するかは市長の裁量に委ねられているという被告らの主張に対し、原告らは、購入する図書は採択教科書に限定され、その数量も学校と各教科教員数などとの関係による制約がある（原告ら準備書面35）とし、市長の裁量を否定するようである。

原告らは裁量が無制限のものとも考えているのであろうか。裁量に基づいた権限行使に当たっても、考慮すべき事項があることは当然のことである。それは教員数であったり学校数であったりするものであり、これらの考慮すべき事項を一切無視して図書を購入するような場合には、裁量権を逸脱するといわれることもある。しかし、本件においては、そのようなことがないことは既に主張立証してきたとおりである（被告ら準備書面（1）9頁、準備書面（3）4頁）。

と述べている。これは、原告準備書面（35）に対する反論としているが、その反論は、原告らの主張をまたしても勝手に歪曲している。

原告準備書面（35）における被告への反論は、被告準備書面（3）の4頁の14行目～16行目にある次の被告の主張に対するものである。

本件における図書等の購入は、民間と同じ立場において行う私法上の行為に当たるものであり、法律によって何らかの制限を受けるような行為でないことはいうまでもない。

この被告の主張に対して、原告らの主張は、図書の購入という行為は、被告も認めているように、「教育活動上の必要」（教育現場の必要）が「考慮すべき事項」との制限事項となり、どの図書を購入するののかとの「考慮事項」は、採択した教科書ということであり、購入する冊数の「考慮事項」は、教員の数ということである。つまり、本件図書の購入は、「教育活動上の必要」を「考慮事項」となり、その制限を受けるのである。

よって、図書の購入という行為は、「法律によって何らかの制限を受けるような行為」ではないとする被告の主張は、失当であると主張しているのであるが、この原告らの主張の論点・争点を、ここでもすり替えようとしているのである。

つまり、被告今治市教委の教育委員らの先行する違法な採択が直接の原因となり、その後の本件財務会計行為は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、被告今治市長らの裁量権の逸脱又は濫用がある（詳細は、原告準備書面（60）などのとおり。）。

3、採択協議会の答申が、採択を拘束すること

被告準備書面（4）3頁の18行目～22行目に

文部科学省が竹富町に対し教科用図書を無償給付しないとしたのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）に基づき無償給付できないということであり、採択地区協議会の答申に教育委員会が拘束されるということではない。

とし、その理由を、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）と無償措置法との関係が、一般法と特別法の関係になるかどうかは定かでないが、教科用図書の無償給付は、地教行法に基づくものでなく、無償措置法によるものであることは明らかである。

と述べているが、この被告の主張には、何らの合理的な根拠も、説得性も何らなく、被告らの独自の勝手解釈というほかない。

原告らは、準備書面（39）において、沖縄の竹富町教育委員会が、文部科学省に対して、八重山地区の教科書採択問題についての説明を求めたことへの回答において、「採択地区協議会の結果（答申）に基づいて同一の教科書を採択しなければならない」との『琉球新報』（2011年12月17日 証拠甲69号証）を示し、採択地区協議会の答申が、採択を拘束している理由の一つにし、さらに、準備書面（39）などで、「調査員による教科書の調査研究、採択協議会の協議に基づく答申、教育委員会における調査員による教科書の調査研究資料と答申に基づく使用する教科書の決定などの一連の採択手続きは、公正かつ適正な手続きが課せられている。また、採択の目的である子どもたちに適切な教科書を選定し、選ぶことも当然課せられている。ゆえに、教育委員会はもとより、採択協議会も公正かつ適正な手続きを経て、子どもたちに適切な教科書を選定する義務を負っている」と詳細に主張・立証し、採択協議会の答申が、採択を拘束することは明らかにしてきたとおりである。

以上